

公開シンポジウム

「認知症になってもやさしい
街づくりを実現するために」

1

司会者 (敬称略)

山本 徹 (永生会リハビリ統括管理部 言語聴覚士・社会福祉士・精神保健福祉士)

シンポジスト (敬称略)

善福 章仁 (RUN 伴+はちおうじ実行委員代表・だんらんの家八王子管理者)

曾谷真由美 (天本病院 認知症看護認定看護師)

佐々木正彦 (東京都成年後見支援センター ヒルフェ 専務理事・行政書士)



全体観からの地域アプローチ

RUN 伴+はちおうじの活動

RUN 伴（ランとも）は、今まで認知症の人と接点がなかった地域住民と、認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ、日本全国を縦断するイベントで、“+（プラス）はちおうじ”とは、八王子市内で勤務する医療・介護関係者などを中心とした【RUN 伴+はちおうじ実行委員会】によって運営されていて、八王子市独自の運営方針（日程、予算、参加費など）で運営されています。

認知症の人との出会うきっかけがなかったがために、認知症の人へのマイナスイメージを持ってしまいがちな地域の人々も**伴に**イベントに参加し、喜びや達成感を共有することを通じて、認知症の人も**地域で伴に暮らす大切な隣人**であることを実感できます。

だんらんの家八王子の活動

当施設は、古民家を活用し「**みんなで過ごす大きな家族**」をコンセプトに一日10名を定員とする少人数制であり、ご利用者様お一人お一人の「有する能力」に応じて、炊事や洗濯、お庭いじりやお掃除などを職員と一緒にを行うことで、なにげない日々の中に生きがいを感じていただくこと。まるで家族と一緒にいる時のような、明るく笑顔のたえない「**だんらん**」の場を提供させていただくこと。それが、私たちの考える介護としています。

現在、事業所にて行っている取り組みとして

- ①屋外での歩行訓練の時間を使い、火バサミとゴミ袋を持って近隣の清掃活動を行うことで、近隣住民とのふれあい、ご利用者様の社会的役割の創出。
- ②ご利用者様、ボランティア、職員による市民センターを借りての「ハートフルコンサート」を行うことで、地域住民への理解の輪を広げるとともに認知症当事者の方の生きがいを創出。
- ③自施設内でご利用者様が作成したブローチやブレスレット、におい袋等の小物類を社会福祉協議会や地域のカフェなどに協力していただき販売。その売り上げを経済的な問題で塾に通う事が出来ない子供達に無料で授業をしえくれる塾へチャリティーをおこない、「高齢者から子供達へ」の支援の輪を創出。

善福 章仁 / ぜんぷく あきひと

地域密着型通所介護「だんらんの家八王子」 管理者

RUN 伴+はちおうじ 実行委員会代表

はちなんカフェ 実行委員会

パフォーマンス集団ヨロコンデ 座員

17歳から俳優を志し映画、ドラマ、CM、商業演劇などに出演。23歳より某大手コンビニエンスストアにて店長、研修トレーナー、SVに従事するも29歳の時に介護業界へ転身。現在は八王子市子安町の「だんらんの家八王子」にて管理者として勤務する傍ら、2018年より“RUN 伴+はちおうじ”の実行委員会代表に就任。その他、医療、介護、福祉者、地域の方のコミュニティーとして“はちなんカフェ”を設立。

認知症になってもやさしい街づくりを実現するために

社会医療法人河北医療財団 多摩事業部 天本病院 地域認知症支援センター
認知症看護認定看護師 曾谷真由美

「私は認知症対策の最終ゴールは、やっぱりまちづくりじゃないかと思うんです。一握りの専門家がいるとか、ある施設がいいというだけでは、認知症の人は本当に安心して暮らせない。やはり市民一人一人がちょっとした支え合いができれば、認知症になっても大丈夫な社会になると思うんです」これは、認知症医療の第一人者である長谷川和夫医師の言葉です。昨今、毎日のように認知症についてメディアで取り上げられるようになりました。メディアでは「認知症は、病気です。(1)」もしくは「病気じゃないです。普通の人です。(2)」と言われ、どちらの側面もありますが、情報は人によって受け止め方が違います。

(1) 認知症の定義は医療の診断基準に定められています。主に脳の疾患が原因の認知機能低下から生活に支障がある状態を指します。しかし症状の背景には、脳の疾患以外の様々な因子も影響しています。本間昭医師は「認知症医療・ケアの目標は生活支援である」と言っています。つまり、認知機能低下があってもその人に合わせた生活支援があれば、よりよい状態で暮らし続けられるということです。

(2) 病気や障害の有無や程度に関わらず、人が持つ価値に変わりはありません。しかし「認知症の人は普通の人です」という言葉の背景には、認知機能が低下している人に対する偏見と人権侵害があります。トム・キッドウッドが提唱したパーソン・センタード・ケアで、認知症ケアの目標とは「ひとりの人として、周囲に受け入れられ、尊重されること」です。偏見がなく一人一人が尊重されて、居心地のよい輪の中に入っていて、大切にされているとその人が実感していることが重要です。また先日、認知症の本人たちが、希望と尊厳を持って暮らし続ける地域社会づくりを目指した希望宣言を発表しました。

互いの違いを認めることと、誰もが共通に持っている価値を尊重すること、この二つはどちらが優位ということではなく、どちらも重要です。認知症になっても暮らしやすい町づくりを考えることは、誰でも当事者になり得るという考えを受け入れ、線引きをしない社会を目指すムーブメントです。

私はもの忘れ外来や病棟でお会いする認知症の本人から、今までできていたことができなくなっていくことが受け止めきれず、喪失感と不安でどうしたらよいのかという話を伺います。その人に合わせた生活支援があり、その人の側にいる人には、その人にとって頼りになる味方であってほしいと願っています。町に住む一人一人がいざというときに頼れるつながりを持つことと、医療福祉の専門職がしっかりと理念を持ち実践力をつけることが町づくりにつながると思い、下記の活動に取り組んでいます。

認知症に関連する活動（ボランティア活動等も含む）

1. もの忘れ外来に関わる相談業務

認知症の診断を主とした専門外来の受診前後の相談等

2. 認知症ケアサポートチーム

入院中の認知症およびせん妄状態の患者に対する支援方法を検討する専門多職種チーム

3. 多摩市認知症初期集中支援チーム

地域に住む認知症もしくは認知症疑いのある方を訪問し、個別のニーズをアセスメントし、家族支援やニーズに合わせた必要なサービス・医療等につなぐ役割

4. 認知症の普及啓発活動「認知症はじめて教室」

地域の方向け、初めに知っておきたい認知症の基礎知識を学ぶ機会として講座を開催

5. 地域のコミュニティカフェ「匠（たくみ）カフェ」

誰でも楽しみながら参加できるコミュニティカフェで、個々の強みを発揮できてつながりを持つことができる。医療福祉の専門職に相談することもできる。

6. 認知症関連のまちづくりイベント「RUN 伴多摩」

町に住む認知症の人と一緒に楽しくタスキリレーをすることで、様々な人と出逢えるきっかけになる。町の中に認知症になってもいきいきと暮らす人がいることを知ることができる。

7. 法人内外の医療福祉専門職へ認知症関連の研修・指導

院内の委員会でも認知症ケア実践や身体抑制削減を検討、院内外で認知症の研修講師を担当

成年後見制度のご案内

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ
専務理事・行政書士 佐々木 正彦

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェは、東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した団体です。認知症や精神障がい、知的障がい等の理由で判断能力が不十分である方の財産管理と身上保護を行う成年後見制度において、良質な後見人等を輩出することにより、高齢者や障がい者の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としています。

(法人の概要)

名 称：公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ

主たる事務所：〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館内

電話番号：03-3476-5131

事業内容：○成年後見制度等に関する無料の電話相談・面接相談（予約制）

相談：月・木 午前10時～12時及び午後1時～4時

相談の予約：月～金 午前10時～12時及び午後1時～4時

○成年後見制度等に関する研修会等の企画、開催及び講師の派遣

○後見人等候補者の紹介

○法定後見申立ての支援（相談への対応）

○法定後見の受任（法人後見）

○任意後見契約の作成支援、任意後見契約の受任者の紹介

(ご参考) 行政書士とは？

市民の皆様のご依頼を受け、「官公署に提出する書類」と「権利義務・事実証明に関する書類」（ただし、他の法律で制限されているものを除きます。）を作成する国家資格者です。

具体的には下記のような業務を行っています。

○許認可法務…建設業、不動産業、飲食店、古物営業、運送業などの許可取得の手続き

○国際法務…我が国に中長期間在留したい外国人の方の手続き及び帰化の手続き

○企業法務…株式会社やその他法人の設立、会計記帳、資金調達に関する業務

○市民法務…契約書・離婚協議書・示談書・遺言書などの作成、相続手続きの支援

市民と役所あるいは市民と市民をつなぐ架け橋となっている行政書士は、これらの業務を通じて、違う立ち位置の方の間で合意を形成し、手続きを進める技術を習得しています。これにより、多職種連携のもとで、被後見人等の意思を最大限尊重することができます。

また、上記の行政手続きや市民法務は、ともにトラブルの予防措置を行うということです。不測の事態に陥らないよう、先を見越してより良い方向を見いだすことで、被後見人等の権利を擁護する「転ばぬ先の杖」の役割を果たします。